

## FAO/WHO 合同食品規格計画

## 第 31 回 コーデックス総会

日時 : 2008年6月30日(月)～7月4日(金)

場所 : ジュネーブ(スイス)

## 議 題

第 1 章 はじめに	
1.	議題の採択、議事運営
2.	第 60 回、61 回執行委員会の報告
第 2 章 手続き等に関する案件	
3.	手続きマニュアルの修正
第 3 章 コーデックス規格と関連文書	
4.	ステップ 8 の規格案と関連文書 (ステップ 6, 7 を省略するための勧告を付してステップ 5 で提出されたもの及び迅速化手続きのステップ 5 で提出されたものを含む)
5.	ステップ 5 の規格原案と関連文書
6.	既存のコーデックス規格と関連文書の廃止
7.	コーデックス規格と関連文書の修正
8.	新規作業及び作業中止の提案
第 4 章 計画及び予算に関する事項	
9.	財政及び予算に関する事項
10.	コーデックス委員会の戦略的計画
第 5 章 方針及び一般問題	
11.	コーデックス委員会及び食品規格に関するその他の FAO 及び WHO の作業に対する FAO/WHO 合同評価の実施
a)	全般的な実施状況
b)	コーデックス部会の構成及び部会と特別部会の権限の検証
12.	総会、部会及び特別部会の報告から提起された事項
13.	コーデックス委員会と他の国際組織との関係
14.	コーデックスへの参加促進のための FAO/WHO プロジェクト及び信託基金
15.	FAO 及び WHO から提起されたその他の事項

第6章 選出と指名	
16.	コーデックス委員会議長・副議長の選挙
17.	コーデックス部会と特別部会の議長を指名する国の指定
第7章 その他の事項	
18.	その他の作業
19.	報告書の採択

## 第 31 回コーデックス総会 (CAC) 概要

## 1 開催日及び開催場所

日 時：平成 20 年 6 月 30 日 (月) ～7 月 4 日 (金)

場 所：ジュネーブ (スイス)

## 2 参加国及び国際機関

138 加盟国、1 加盟機関 (EC)、44 国際政府・非政府機関 (参加者総数 505 名)

## 3 我が国からの出席者

厚生労働省医薬食品局食品安全部 部長	藤崎 清道
農林水産省消費・安全局国際基準課 課長補佐	小出 純
厚生労働省医薬食品局食品安全部企画情報課 国際食品室長	池田 千絵子
厚生労働省医薬食品局食品安全部企画情報課国際食品室 国際調整専門官	福島 和子
厚生労働省医薬食品局食品安全部 参与	吉倉 廣
農林水産省消費・安全局国際基準課 調査分析係長	吉尾 綾子

主要議題は以下のとおり。

## 第 31 回コーデックス総会概要報告

### 議題 4. Part1 ステップ 8、5/8 及び 5（迅速化手続き）の規格案及び関連文書

<汚染物質部会（CCCCF）>

事項	概要	審議結果
植物たんぱく質酸加水分解物（酸-HVP）を含む液体調味料（本醸造しょうゆを除く）における 3-クロロプロパンジオール（3-MCPD）の最大基準値案	酸-HVP の製造過程で生じる 3-MCPD について、酸-HVP を含む液体調味料の最大基準値を 0.4mg/kg とするもの。	EC 及びノルウェーは、3-MCPD エステルから遊離する 3-MCPD について、現在 EFSA が科学的評価を実施しているところであり、そのデータをもって JECFA の評価が終了するまで最大基準値の採択を延期すべきと主張したが、原案どおり採択された。EC 及びノルウェーは留保を示した。
酸-HVP 及び酸-HVP を含む製品の製造過程における 3-MCPD の低減に関する実施規範案	植物性たん白を酸加水分解する工程で生じるクロロプロパノール類の一種である 3-MCPD について、酸-HVP 及び酸-HVP を含む製品の製造過程における 3-MCPD の低減に関する実施規範案。	特段の議論なく、採択された。
小麦、大麦及びライ麦におけるオクラトキシン A の最大基準値案	小麦、大麦及びライ麦におけるオクラトキシン A について、最大基準値を 5 µg/kg とするもの。	インドは、JECFA の評価では最大基準値を 5 µg/kg としても 20 µg/kg としても、食品からの暴露量に与える影響に差はないとされており、より貿易を阻害しない措置を取るべきとして 20 µg/kg にすることを主張したが、原案どおり 5 µg/kg で採択された。インドは留保を示した。
加工用及び直接消費用アーモンド、ヘーゼルナッツ及びピス	加工用及び直接消費用アーモンド・ヘーゼルナッツ・ピスタチオ中のアフラトキシンについて、加工用について	特段の議論なく、採択された。

タチオにおける総アフラトキシンの最大基準値案	は 15 µg/kg、直接消費用においては 10 µg/kg の最大基準値を設けるもの。	
加工用及び直接消費用のツリーナッツ（アーモンド、ヘーゼルナッツ、ピスタチオ）におけるアフラトキシンのためのサンプリングプラン原案	加工用及び直接消費用のツリーナッツ（アーモンド、ヘーゼルナッツ及びピスタチオ）中の総アフラトキシンを分析するためのサンプリングプラン。加工用については、20kg×1 サンプル、直接消費用については、10kg×2 サブサンプルを採取することを求めているもの。	特段の議論なく、採択された。
乾燥いちじくにおけるアフラトキシンの防止及び低減に関する実施規範原案	乾燥いちじく中のアフラトキシンの防止及び低減に関する実施規範原案についてステップ 5/8 で最終採択を諮るもの。	特段の議論なく、採択された。

< 食品添加物部会（CCFA） >

事項	概要	審議結果
食品添加物に関するコーデックス一般規格（GSFA）の食品添加物条項	29 の食品添加物に関する条項案及び原案の最終採択を諮るもの。	EC より、生、乾燥もしくは半調理パスタについては、食品添加物は不要とのコメントがなされたが、原案どおり採択された。
GSFA 食品分類システムの改訂	GSFA 食品分類システムのうち、大豆製品の適切な配置及びファットスプレッド規格と分類番号 02.2（fat emulsions mainly of type water-in-oil）の整合性を図るため食品分類システムを改訂するもの。	特段の議論なく、採択された。
香料の使用のためのガイドライン	香料の使用のためのガイドライン。	原案どおり採択された。天然香料と人工香料を明確に区別すべき、とのコロンビアのコメントについては、CCFA に付託するよう求められた。
コーデックス分類名及び食品添加物国際番号システム（INS）	コーデックス分類名及び INS の改訂案。	特段の議論なく、採択された。

(CAC/GL 36-1989)の改訂		
食品添加物国際番号システム (INS) の修正	FAO/WHO 合同食品添加物専門家会議 (JECFA) による評価が終了した食品添加物等に国際番号を割り当てるもの。	ショ糖エステル脂肪酸 (INS473)、ショ糖オリゴエステル脂肪酸Type I & II (INS473a)、ethyl lauroyl arginate (INS243) について下線部の修正を加えた上で、採択された。
第 68 回 JECFA から提起された食品添加物の同一性及び純度の規格	第 68 回 JECFA で決定した新規・改訂食品添加物規格。	特段の議論なく、採択された。

<魚類・水産製品部会 (CCFFP) >

事項	概要	審議結果
魚類・水産製品実施規範案 (活及び生鮮二枚貝、ロブスター及び関連定義)	魚類・水産製品に関する実施規範案のうち、活・生鮮二枚貝に関する項 (セクション7)、ロブスター (セクション13) 及びその定義に関する事項。このうち、衛生関連部分については食品衛生部会 (CCFH) の承認を得ることとされている。	ブラジル等から、ロブスターのセクション13.1.2 における、「水の塩素殺菌を行う場合は、塩素残存量が水道水のそれを越えないこと」等の記述を、原案の際の記述 (FAO/WHO が作成中の水産加工における塩素の使用に関するガイドラインに従う、等) に戻すべきとの主張がなされ、合意にいたらなかったことから、活・生鮮二枚貝に関する項 (セクション7) 及びその定義に関する事項のみ採択し、ロブスター (セクション13) 及びその定義に関する事項はス

		<p>テップ6に差し戻し、次回 CCFFP 会合で再度検討することとされた。</p> <p>ロブスターのセクションを採択しないのであれば、全てのセクションをステップ6に戻すべきと主張した EC は、この決定に関して留保を示した。</p>
活及び生鮮二枚貝の規格案	活及び生鮮二枚貝の規格。「衛生および取扱い」の規定のうち、微生物規格は食品衛生部会（CCFH）の承認を得ることとされている。	特段の議論なく、採択された。

<生鮮果実・野菜部会（CCFFV）>

事項	概要	審議結果
トマトの規格	直径によるサイズコードに加え、パッケージ内の玉揃えや、輸入国側の規定に基づいて、個数、重量等の方法を用いることも、サイジングの際の選択肢として含めることとされた。	特段の議論なく、採択された。
ビターキャッサバの規格	ビターキャッサバに含まれるシアン化水素の値と調理方法について、それぞれ汚染物質及び表示の記述を改めた。 改めた記述については、CCFL の承認は受けていない。	<p>表示のセクションをステップ6に差し戻し、特に調理に関する指示の部分について、第15回 CCFFV で検討し、第38回 CCFL の承認を経た上で、2010年に開催される総会で採択を検討すること、その他のセクションについてはステップ8に留め置くことが合意された。</p> <p>インド及びコスタリカは、微生物汚染とシアン化水素の増加を防止するため、遠位部末端での切り口の直径は、2 cm ではなく、1 cm にすべきとして留保を示した。</p>

< 食品衛生部会 (CCFH) >

事項	概要	審議結果
乳幼児用調製粉乳に関する衛生実施規範原案	全ての調製粉乳製品を対象とした適正衛生規範を主体とする本体文書、12ヶ月齢以下の乳児を対象とした Annex I、12ヶ月齢以上の幼児用調整粉乳等 (Follow-up formula, Formula for special medical purposes for young children) を対象とした Annex II、及び、サルモネラ属菌、 <i>E. sakazakii</i> 、腸内細菌科 ( <i>Enterobacteriaceae</i> ) の高度衛生区域 (High hygiene processing area) のサーベイランス法の確立のためのガイダンスを定めた Annex III から成る衛生実施規範原案のうち、6-12ヶ月齢の乳児のリスクについてFAO/WHOが再評価を行った上で再度検討することとされた Annex II 以外の部分。	新たな属名として <i>Cronobacter</i> を <i>E. sakazakii</i> に併記した上で採択された。 いくつかの国が、フードチェーン全体を通じて <i>E. sakazakii</i> の検査を実施することは途上国にとって大きな負担であるとコメントしたところ、WHO より、検査は <i>E. sakazakii</i> が存在しないことを保証するものではないこと、検査のコストは通常の微生物検査に比べて必ずしも高くないこと、調製粉乳の安全性を確保する責任は製造者にあること、等が説明された。 また、本年5月のWHO総会で採択された決議により、各国はFAO/WHO調製粉乳取り扱いガイドラインの普及・導入に努めるよう求められていることが情報提供された。
食品安全管理手法の妥当性確認に関するガイドライン原案	定めようとする食品衛生管理方法の適否について、その妥当性を評価する手法に関するガイドライン原案。	特段の議論なく、採択された。
微生物学的リスク管理の実施に関する原則及びガイドラインの微生物学的リスク管理マトリックス (数的指標) に関する指針における付属文書原案	微生物リスク評価の結果を活用し、食品安全目標値 (FSO)、達成目標値 (PO)、達成規準 (PC) 等の概念を取り入れて、微生物学的リスク管理を実施する方法に関するガイドライン原案。	特段の議論なく、採択された。 なお、FAO/WHO に対して、数的指標の導入に関する実践的なマニュアルを作成してほしいという要請に対して、FAO より、そのようなガイドラインを作成するためには、まず、本指針に基づいた実際的な経験を得る必要があり、それには一定の時間がかか

		るとの説明がなされた。
--	--	-------------

< 食品輸出入検査・認証制度部会 (CCFICS) >

事項	概要	審議結果
食品の検査認証に係る衛生措置の同等性評価に関するガイドライン(CAC/GL 53-2003)の付属文書原案	親文書(CAC/GL 53-2003)の内容を補強するものとして、①同等性評価に当たり事前に考慮すべき事項、②評価対象とする措置の設定、③輸入国が輸出国に関して持つ経験・知識・自信の位置づけ、④同等性評価のための要請文書に盛り込むべき事項、⑤比較のための客観的根拠(OBC)の位置付け等が取り上げられている。	原案どおり採択された。なお、本付属文書と親文書の間には重複が多く、混乱が生じるので1つの文書にまとめた方がよいというコロンビアのコメントについては、次回CCFICSに付託するよう求められた。

< 食品表示部会 (CCFL) >

事項	概要	審議結果
有機食品の生産、加工、表示及び流通に関するガイドライン修正案：付属書1（キウイ、バナナに対するエチレンの使用）	収穫後の追熟のコントロールのため、エチレンを新規に使用可能な資材として追加する検討が進められている。	キューバよりマンゴー、パパイヤも追加すべきとの要望が出されたが、部会でステップ6で検討中との説明がなされ、原案どおり採択された。
包装食品の表示に関する一般規格の修正案：原材料の量に関する表示	包装食品に含まれる原材料の量に関して、その量が包装で強調されている場合等の原材料表示についての検討が進められている。	特段の議論なく、採択された。
栄養及び健康強調表示に関連する広告の定義案（栄養及び健康強調表示の使用についてのガイドライン改訂案）	栄養及び健康強調表示ガイドラインに、脚注として、広告の定義を追記するもの。	特段の議論なく、採択された。

<乳・乳製品部会（CCMMP）>

事項	概要	審議結果
乳・乳製品の輸出証明書モデル案	輸入国は輸出国に対し、両国で合意された言語で詳細で完全な文書によりその規定を提供すべき、との記述が追加された。	特段の議論なく、採択された。
クリーム・調整クリーム規格の添加物リスト修正原案	クリーム・調整クリーム規格における添加物リスト修正原案。	意図せずリストから漏れてしまっていた diacetyltartaric and fatty esters of glycerol (472e)を追加した上で、採択された。

<栄養・特殊用途食品部会（CCNFSDU）>

事項	概要	審議結果
グルテン不耐症患者のための特別用途食品のコーデックス規格改訂案	小麦不耐症患者及びセリアック病患者の為の病者用食品に関して、グルテンフリー食品、低グルテン食品等、表示するための規準を定めるもの。	セリアック病患者によって低グルテン食品が適切に使用されるよう、広報キャンペーンに力を入れるとともに、小麦不耐症患者のオート麦摂取に関するリスク評価を推し進めるべきとのECの意見に留意した上で、原案どおり採択された。
乳児及び年少幼児向けの特別用途食品に使用される栄養素配合物の推奨リスト改訂案	乳児及び年少幼児向けの特別用途食品に使用される栄養素の純度条件及び用途についてのリストの改訂案。	修辭上の修正を加えた上で、採択された。

< ナチュラルミネラルウォーター部会 (CCNMW) >

事項	概要	審議結果
ナチュラルミネラルウォーターの規格のセクション 3.2 及び 6.3.2 の修正原案	2004 年に WHO 飲料水質ガイドラインが改訂されたことを受け、ナチュラルミネラルウォーターの規格における特定の健康関連物質に対する基準値について、再度検討を行い、いくつかの基準値について修正を行うもの。	地理的な条件により、ヒ素、マンガン、ホウ素、フッ化物等、いくつかの物質を、基準値よりも高濃度に含む製品があるとの意見がチリより示されたが、原案どおり採択された。 チリは留保を示した。

< 残留農薬部会 (CCPR) >

事項	概要	審議結果
農薬最大残留基準値 (MRL) 案	第 40 回 CCPR で審議された 6 農薬の MRL 案。	CCPR の報告書から意図せず漏れていた注記 (finitrothion (037)における cereal grains から“maize”を除外するためのもの) を追加した上で、全て採択された。
農薬最大残留基準値 (MRL) 原案	第 40 回 CCPR で審議された 18 農薬の MRL 原案。	なお、EC 及びノルウェーは、captan (007) - (table grapes, dried grapes, pome fruits and peaches)、finitrothion (037) - (apples, rice and wheat)、phosmet (103) - (apricot, pears and apples)、cyfluthrin/beta-cyfluthrin (157) - (citrus fruit and cauliflower)の MRL について留保を示した。

<動物用医薬品部会（CCRVD F）>

事項	概要	審議結果
動物用医薬品の MRL 案	17 <sup>th</sup> CCRVD Fにおいて、コリスチン（牛・羊・山羊・豚・鶏・七面鳥・ウサギの組織、牛・羊の乳、鶏卵）及びラクトパミン（牛・豚の組織）についてステップ 8、エリスロマイシン（鶏・七面鳥の組織）についてステップ 5/8 で合意されたもの。	<p>コリスチン、エリスロマイシンについては、特段の議論なく、採択された。</p> <p>ラクトパミンについては、EC より、EC 内では、成長促進目的でのβ-アゴニストの使用が禁止されていること、現在 EFSA でラクトパミンの安全性評価を実施中であり、2009 年2月に報告書が公表される予定であることから、ステップ 6 に差し戻し、再度 CCRVD F で検討すべきとの意見が出され、中国等がこれを支持した。一方、オーストラリア等いくつかの国・オブザーバーからは、本 MRL 案は JECFA の評価結果に基づいており、EC らの意見は科学的ではないこと、また、自力で安全性評価を実施できない国にとっては、コーデックスにおける MRL を早期に設定することは極めて重要であるとの反論がなされた。</p> <p>長時間議論された結果、①ラクトパミンの MRL はステップ 8 に留め置くこと、②各国は、第 18 回 CCRVD F に向けてラクトパミンに関する科学的データの有無について情報提供し、JECFA の再評価依頼優先リストに掲載するかどうかを CCRVD F で決定する</p>

		こと、③第 18 回 CCRVDF の報告に基づいて、第 32 回総会で更に議論すること、が合意された。
--	--	--

< バイオテクノロジー応用食品特別部会 (TFFBT) >

事項	概要	審議結果
組換え DNA 動物由来食品の安全性評価の実施に関するガイドライン原案	組換え DNA 動物由来食品の安全性評価の実施に関するガイドライン。	微量に存在する組換え DNA 植物の安全性評価ガイドラインについて、ノルウェーより、パラグラフ 2 で本ガイドラインを“the recommended approach”としているのに対し、パラグラフ 6 で、本ガイドラインの使用を各国の裁量に任せているのは、矛盾しているのではないか、との疑問が呈されたが、パラグラフ 2 は、パラグラフ 6 を含めた付属文書全体を対象としている（すなわち、各国の裁量に任せることも recommended approach）、との吉倉参与（TFFBT 議長）の説明を受け、原案どおり採択された。その他 2 文書についても原案どおり採択された。 スーダン及びイランは、組換え DNA 技術を使用した食品全般の安全性に対する懸念から、3 文書全てについて留保を示した。
組換え DNA 植物由来食品の安全性評価の実施に関するガイドライン付属文書原案：栄養又は健康に資する組換え DNA 植物由来食品の安全性評価	栄養又はヒトの健康に資する組換え DNA 植物由来食品の安全性評価の実施に関するガイドライン。	
組換え DNA 植物由来食品の安全性評価の実施に関するガイドライン付属文書原案：微量に存在する組換え DNA 植物の安全性評価	各国の承認状況の違いから、ある国で承認された組換え DNA 植物が、未承認の国で食品中に微量に存在した場合の安全性評価の実施に関するガイドライン。	

< 急速冷凍食品の加工及び取扱いに関する特別部会（TFQFF） >

事項	概要	審議結果
急速冷凍食品の加工及び取扱いに関する国際実施規範の改訂原案	構造的又は本質的な変更は行われず、対象品目及び範囲は広くするほか、温度及び温度管理の手順について、修正がなされた。	急速冷凍により、全てのトリヒナ属のリスクをコントロールできるわけではないとのECのコメントに基づき、種を限定 ( <i>Trichinella spiralis</i> ) する修正を加えた上で、採択された。

**Part2. 採択に掛けられるその他の規格及び関連文書**

< 食品添加物部会（CCFA） >

事項	概要	審議結果
食品添加物に関するコーデックス一般規格（GSFA）の付属文書表3の修正	GSFAの表3に記載された機能分類と発酵乳規格(CODEX STAN 243-2004)の添加物条項とに差異が見られるため、GSFA表3の別表に「表3の酸味料、充填ガス及び保存料は、食品分類カテゴリー01.2.1.2「発酵乳（プレーン）、発酵後加熱処理済み」に対応するコーデックス規格「発酵乳」に該当する、発酵後に加熱処理した発酵乳に使用可能である。」との脚注をつけるもの。	発酵乳規格（CODEX STAN 243-2004）においては、「加熱処理プレーン発酵乳」に保存料を使用することは認められていないため脚注案を修正すべき、とのインドの意見を受け、本修正案についてはCCFAに差し戻し、第41回CCFA会合で再度検討することとされた。
GSFAの着色料条項の修正	食品分類 04.1.1「生の果物」、04.2.1「生野菜（マッシュルームおよびキノコ類、根菜および塊茎菜、マメおよびマメ類、およびアロエベラを含む）、海草および種実類」、08.1「生の獣肉、鶏肉および野生の鳥獣肉」、09.1「軟体動物、甲殻類、および棘皮動物を含む生魚および魚製品」、および関連する下位分類について、注釈4「製品のデコレーション、スタンピング、マーキングまたはブランデ	特段の議論なく、採択された。

	ィング用」および注釈 16「果物、野菜、肉、または魚のつや出し、コーティング、またはデコレーション用」を追加したもの。	
--	---	--

<分析・サンプリング法部会（CCMAS）>

事項	概要	審議結果
コーデックスにおける分析法	テヘナ関連食品規格（近東地域調整部会）、乳児用調製粉乳及び特殊医療を目的とした乳児用調製粉乳の改訂規格、ジンセンの規格（アジア地域調整部会）、乳・乳製品規格において規定されている分析法、汚染物質の分析法の分類の変更。	インドから、チーズ及び乳製品規格の分析法において、窒素換算計数は 6.38 を使用することを明示すべきとのコメントが出されたが、6.38 を使用することは共通の理解であるとして、その他の分析法も含めて、全て原案どおり採択された。

<乳・乳製品部会（CCMMP）>

事項	概要	審議結果
乳・乳製品規格におけるアナトー抽出物の最大基準値	乳・乳製品規格におけるアナトー抽出物の最大基準値。	特段の議論なく、採択された。
発酵乳規格の食品添加物リスト	発酵乳規格における使用可能な添加物のリストについて、GSFA の表 3（適正製造規範（GMP）の範囲で、規定された食品に使用可能な添加物の表）の添加物が加えられたほか、発酵乳飲料の欄を加える修正がなされている。	特段の議論なく、採択された。

### Part3.総会で保留されていた規格及び関連文書

<食品残留動物用医薬品部会（CCR VDF）>

事項	概要	審議結果
牛ソマトトロピン（BST）の最大残留基準値（MRL）案	BSTの最大残留基準値案については、第50回JECFAの評価結果に従って設定されたMRL案を採択すべきとする意見と、other legitimate factor（その他の正当な要因）を考慮して、そもそも成長ホルモンについてMRLを設定すべきでないとする意見に分かれ、第23回総会（'99）においてステップ8で保留されたまま現在に至る。	メンバー国から本件に関して具体的な要請がなされていないことから、引き続きステップ8に留め置かれることとなった。また、次回CCEXECにおけるクリティカル・レビューで、期限内に採択されていない規格案のモニターが実施されることから、その結果が第32回総会に報告される予定。 チリからは、規格策定手続きにおける“retain”（留め置く）という用語を定義する必要性が指摘された。

### 議題5. ステップ5の規格原案及び関連文書

<栄養・特殊用途食品部会（CCNFSDU）>

事項	概要	審議結果
栄養・特殊用途食品部会によるリスク分析原則の適用	CCNFSDUに適用されるリスク分析の作業原則。	最終採択後は手続きマニュアルに記載されることを確認して、採択された。 また、この分野におけるリスク分析ポリシーを定義するためには、FAO/WHOからの助言が重要であることが確認された。

<乳・乳製品部会（CCMMP）>

事項	概要	審議結果
複合発酵乳飲料に係る発酵乳規格の修正原案	発酵乳規格に、「発酵乳を基にした飲料(drinks based on fermented milk)」に関する記載を加えた修正原案。発酵乳の最小含量については合意に至らず、括弧付きで[40%]とされている。	最小含量などの内容に関する議場でのコメントについては、CCMMPにおいて再度議論することとした上で、原案どおり（発酵乳の最小含有量については[ ]付きのまま）採択された。

<分析・サンプリング法部会（CCMAS）>

事項	概要	審議結果
分析用語に関するガイドライン原案	コーデックスで使用される分析用語の定義に関するガイドライン。	特段の議論なく、採択された。

<汚染物質部会（CCCF）>

事項	概要	審議結果
食品中のアクリルアミドの低減に関する実施規範原案	じゃがいも製品及びシリアル製品におけるアクリルアミドの低減のための実施規範原案。	原案どおり採択された。 スイスより、糖含有量の高いジャガイモのアクリルアミド低減については効果的な方法が示されていないことから、科学的データに基づき更に議論する必要性が示された。インドからは、糖含有量を抑えるために品種を選択したり、保存温度や期間を設定したりすることは、特に途上国にとっては必ずしも可能ではないとの見解が示された。これらコメントについては次回 CCCF

		会合に付託することで合意された。
燻製及び直火乾燥工程における多環芳香族炭化水素（PAH）汚染の低減に関する実施規範原案	燻製及び直火乾燥工程に由来するPAH類による食品汚染低減のための実施規範原案。	特段の議論なく、採択された。

<残留農薬部会（CCPR）>

事項	概要	審議結果
農薬最大残留基準値（MRL）原案	第40回CCPRで審議された5農薬のMRL原案。	原案どおり採択された。 なお、EC及びノルウェーは、triadimefon (133) - (grapes)、cyfluthrin/beta-cyfluthrin (157) - (broccoli and head cabbage)、flusilazole (165) - (pome fruits, peach, nectarine and bovine edible offal)のMRLについて留保を示した。

<生鮮果実・野菜部会（CCFFV）>

事項	概要	審議結果
りんごの規格原案	コンセンサスが得られなかった、硬さ、着色程度による等級わけ、ペスト（虫害）について、[ ]を付して仮採択。	特段の議論なく、採択された。

## 議題 6. 既存のコーデックス規格及び関連文書の廃止

### <食品添加物部会 (CCFA)>

事項	概要	審議結果
食品添加物の一般規格 (GSFA) の食品添加物条項	21 の食品添加物に関する条項についての廃止。	特段の議論なく、廃止が承認された。
天然香料についてのコーデックス一般要求事項 (CAC/GL 29-1985)	香料の使用のためのガイドラインが最終採択された場合は廃止。	特段の議論なく、廃止が承認された。
食品添加物の同一性及び純度に関するコーデックス規格	Furfural (フルフラール) の規格の廃止。	特段の議論なく、廃止が承認された。

### <魚類・水産製品部会 (CCFFP)>

事項	概要	審議結果
軟体動物貝類に関して推奨される国際衛生規範	魚類・水産製品に関する実施規範案のセクション 7 (活・生鮮二枚貝に関する項) が最終採択された場合は廃止。	特段の議論なく、廃止が承認された。
ロブスターに関して推奨される国際衛生規範	魚類・水産製品に関する実施規範案のセクション 13 (ロブスターに関する項) が最終採択された場合は廃止。	魚類・水産製品に関する実施規範案のセクション 13 (ロブスターに関する項) が採択されなかったため、据え置くこととされた。

### <食品衛生部会 (CCFH)>

事項	概要	審議結果
乳幼児用食品に関して推奨される国際衛生規範	乳幼児用調製粉乳に関する衛生実施規範原案が最終採択された場合は廃止。	乳幼児用調製粉乳に関する衛生実施規範の議論 (議題 4) において、本国際衛生規範を廃止することで、缶入りベビーフードやシ

		<p>リアルを主体とした乳幼児用食品への言及がなくなることを懸念する意見があったが、それらの製品については、食品衛生の一般原則に関する国際衛生実施規範（CAC/RCP1-1969）や、その他既存の衛生実施規範で十分にカバーされているとの説明がなされたことを踏まえ、廃止が承認された。</p>
--	--	---

< 残留農薬部会（CCPR） >

事項	概要	審議結果
農薬最大残留基準値（MRL）	第40回CCPRで審議された、13農薬のMRLについて廃止する。	<p>triadimenol 及び triadimefon - (tomato and peppers, sweet)のMRLについては、グループMRLが採択されるまで据え置くこととされた。</p> <p>その他のMRL及びリストから意図せず漏れていた fenitrothion - (wheat)のMRLについては廃止が承認された。</p>

議題 8. 規格及び関連文書に関する新規作業及び作業中止の提案

—新規作業—

<動物用医薬品部会（CCRVD F）>

事項	概要	審議結果
JECFA による評価又は再評価を必要とする動物用医薬品の優先リスト	JECFA（FAO/WHO 合同食品添加物専門家会議）による評価もしくは再評価をされるべき動物用医薬品の優先リストを作成するもの。	特段の議論なく、新規作業として承認された。
人の健康に関する特定の懸念のため JECFA が ADI/MRL を提案できない動物用医薬品についてのリスク管理に関する提案/ガイダンス	JECFA で毒性学的懸念から ADI/MRL を設定できない動物用医薬品について、CCRVD F としてリスク管理のアドバイスを示すために、リスク管理の提案/ガイダンスを作成する作業を提案するもの。	米国より、情報が不足していることにより ADI/MRL が設定されていない動物用医薬品についても対象に含めるよう、作業の範囲を変更する提案がなされたところ、EC もこれを支持したが、重大な変更となることから、CCRVD F に差し戻し、さらに検討することとされた。

<抗菌剤耐性に関する特別部会（T F AMR）>

事項	概要	審議結果
食品由来の抗菌剤耐性菌に係る科学に基づいたリスク評価ガイダンス	食品や飼料に存在したり、食品や飼料を介して感染する抗菌剤耐性の微生物及び耐性因子に関して、JEMRA 及び/又は国及び/又は地域が、ヒトの健康への潜在的なリスクを評価するに当たってのガイダンスを作成する新規作業。	特段の議論なく、新規作業として承認された。
食品由来の抗菌剤耐性菌の封じ込めのためのリスク管理ガイダンス	国及び/又は地域のためのリスク管理ガイダンスを作成する新規作業。選択したリスク管理オプションが効果的であるかについて、どのように測定又はモニターするか	特段の議論なく、新規作業として承認された。

	についてもガイダンスに含める。	
リスク評価及び管理に係る食品由来の抗菌剤耐性菌の優先付けのためのリスクプロファイル作成ガイダンス	抗菌剤耐性に関する食品安全問題の特定、リスクプロファイルに必要なデータや食品由来の抗菌剤耐性微生物にかかるリスクについての優先順位付けについてのガイダンスを作成する新規作業。	特段の議論なく、新規作業として承認された。

<食品衛生部会（CCFH）>

事項	概要	審議結果
生鮮果実・野菜に関する衛生実施規範の個別付属文書	「生鮮果実・野菜に関する衛生規範」に関して、緑色葉野菜に特化した付属文書。	特段の議論なく、新規作業として承認された。
海産食品中のビブリオ属菌に関する衛生実施規範	海産食品中のビブリオ属に関する衛生実施規範を作成する作業。日本が座長国を務める物理的作業部会が既に開催され、次回 CCFH における検討のための原案の作成が行われたところ。	特段の議論なく、新規作業として承認された。

<栄養・特殊用途食品部会（CCNFSDU）>

事項	概要	審議結果
栄養表示ガイドラインに記載されている栄養参照量の改訂案	一般集団又及び乳幼児を対象とした栄養参照量(NRV)策定のための全般的なガイドラインを作成するもの。まず一般集団に対する NRV の全般的なガイドラインを作成して NRV の見直しを検討し、次に、一般集団に対するガイドラインに基づいて乳幼児を対象とするガイドラインを作成し、NRV を設定することとされている。	特段の議論なく、新規作業として承認された。

<食品輸出入検査・認証制度部会（CCFICS）>

事項	概要	審議結果
海外監査団による検査の実施のためのガイドライン	輸出国の措置を評価する手段として行われている、輸入国による海外現地調査、査察又は検査について、その原則及びガイドラインを作成する新規作業。	特段の議論なく、新規作業として承認された。
公的証明書の様式と証明書の作成及び発行のためのガイドライン（CAC/GL 38-2001）の付属文書：衛生証明書の一般様式	「公的証明書の様式と証明書の作成及び発行のためのガイドライン（CAC/GL 38-2001, Rev.1-2005, Rev.2-2007）のANNEX として、あらゆる品目タイプに適用し得る衛生証明書の一般的モデルを作成する新規作業。	特段の議論なく、新規作業として承認された。

<分析・サンプリング法部会（CCMAS）>

事項	概要	審議結果
バイオテクノロジー応用食品の検出と同定に関する分析法の規準に関するガイドライン	バイオテクノロジー応用食品の検出と同定に関する分析法の規準について、ガイドラインを作成するもの。	本作業については、遺伝子組換え食品だけではなく、アレルゲンや汚染物質についても適用できるよう、スコープを拡大するために CCMAS に差し戻すか、もしくは、この場でプロジェクト・ドキュメントのスコープの項を修正することを米国が提案したが、これら懸念や提案は CCMAS で検討することとして、本件を新規作業として承認した。
測定の不確かさに関するガイドラインの改訂	「測定の不確かさについてのガイドライン」(GL54-2004) に対する注釈として、ガイダンスを作成するもの（必要	特段の議論なく、新規作業として承認された。

	に応じて GL54 の一部を改訂する)。	
--	----------------------	--

<汚染物質部会 (CCCCF) >

事項	概要	審議結果
JECFA により評価される汚染物質、天然毒素の優先リスト	DON、フラン、過塩素酸塩に加え、3-MCPD エステルが新たに優先リストに追加された。	特段の議論なく、新規作業として承認された。
ブラジルナッツ中の総アフラトキシンの最大残留基準値	ブラジルナッツ中の総アフラトキシンの最大基準値原案の作成を開始するもの。	新規作業として承認された。 ノルウェーは、GAP、GMP 及び実施規範等の導入によって達成可能な総アフラトキシンのレベルが、まだ明確になっていないとの理由で留保を示した。ブラジルは、検討に必要なデータは提供される旨発言があった。
コーヒー中のオクラトキシシン A 汚染の防止及び低減に関する実施規範	コーヒー中のオクラトキシシン A 汚染の防止及び低減に関する実施規範原案の作成を開始するもの。	新規作業として承認された。 スイスは、実施規範を作成する前に、FAO の「コーヒーにおけるカビ形成を防止するためのガイドライン」に照らして、新規作業が必要か否か CCCC で更に検討すべきとして、留保を示した。

<残留農薬部会 (CCPR) >

事項	概要	審議結果
農薬の優先リスト (新農薬の追加、定期見直し中の農薬)	2013 年度までの評価依頼優先リスト案 (再評価されるべき農薬も含む) についての新規作業。	特段の議論なく、新規作業として承認された。
結果の不確かさの推定法の適	第 29 回総会で採択された分析結果の不確かさの推定法	特段の議論なく、新規作業として承認され

用に関する討議文書	に関するガイドラインに関して、残留農薬分析に特化したガイダンスを作る必要があることから、同ガイドラインを改定する新規作業。現在、CCMAS でも同様の検討が行われていることから、その作業との関係についての議論がなされる可能性がある。	た。
CCPR に適用するリスク分析の原則の改訂	「CCPR に適用するリスク分析の原則」と「JMPR によって評価される農薬の優先度決定のための規律」及び「MRLs の定期的再評価の手続き」の重複や矛盾を整理し改定する新規作業。	特段の議論なく、新規作業として承認された。

< 食品添加物部会 (CCFA) >

事項	概要	審議結果
JECFA による評価のための食品添加物優先リスト	JECFA による評価を求める食品添加物についての優先リストの作成。	特段の議論なく、新規作業として承認された。
加工助剤の使用に関するガイドライン	加工助剤の使用について、安全な使用のための一般原則、加工助剤の技術的分類等を含むガイドラインの作成。	特段の議論なく、新規作業として承認された。

< 食品表示部会 (CCFL) >

事項	概要	審議結果
有機食品に関するガイドライン改訂原案 (ロテノン)	我が国が準備した、魚毒性の強いロテノン (デリス根に含まれる殺虫目的で使用する資材) を、有機食品の生産、加工、表示及び流通に関するガイドラインの使用許可資材から削除するか、または、使用に際しては水系に入らないよう限定することとの注釈を追加するもの。	特段の議論なく、新規作業として承認された。

<p>栄養表示に関するガイドライン改訂原案（FAO 及び WHO からの付託事項：食事、運動及び健康に関する WHO の世界的な戦略）</p>	<p>WHO の戦略に基づく栄養成分リストの拡大、栄養強調表示を義務化するための問題点等を把握するとともに、表示の読みやすさに関する規準及び原則を策定するもの。</p>	<p>特段の議論なく、新規作業として承認された。</p>
---	--	------------------------------

< 生鮮果実・野菜部会（CCFFV） >

事項	概要	審議結果
<p>ドリアンの規格</p>	<p>新たに規格を策定するための新規作業。</p>	<p>ドリアンを国際レベルで規格化することの是非についていくつかの国から懸念が示されたが、ドリアンの国際貿易は増加しており本規格を策定する必要性が認められること、また、規格の必要性を再検討するのであれば、CCASIA の議題の多さを考慮し、CCFFV に付託してほしいとのタイの意見を踏まえ、本件については CCFFV に差し戻すこととした。</p>
<p>チリペッパーの規格</p>	<p>新たに規格を策定するための新規作業。</p>	<p>唐辛子の辛味の度合い等については既に国際規格が存在することから、作業の重複は避け、これら特定の項目については既存の文書を参照し、ここでは品質に関連した残りの部分について作業することとして、本件を新規作業として承認した。</p>
<p>ツリートマトの規格</p>	<p>新たに規格を策定するための新規作業。</p>	<p>特段の議論なく、新規作業として承認された。</p>

アボガドの規格改定	現行の品質及びサイズの規定が現状と合わないため、これを見直すための新規作業。	特段の議論なく、新規作業として承認された。
-----------	--	-----------------------

< ナチュラルミネラルウォーター部会 (CCNMW) >

事項	概要	審議結果
ナチュラルミネラルウォーター規格 (CODEX STAN 108-1981) の修正	分析・サンプリング法を特定するとともに、界面活性剤、農薬及びPCB類、鉍油、多環芳香族炭化水素及び微生物の最大残留基準値を検討するもの (CCNMW においてケニヤから提案された)。	それぞれの内容について CCMAS、CCCF、CCPR に優先事項として作業できるか検討を付託するとともに、CCFH に対しては、「ナチュラルミネラルウォーターの採取、製造、販売に関する国際衛生実施規範勧告」の改訂の可能性について検討を依頼することとした。これら部会の報告に基づき、次回総会でさらに検討することとされた。

－作業の中止－

< 動物用医薬品部会 (CCRVDF) >

事項	概要	審議結果
ブラックタイガー及びその他のエビにおける Flumequine (フルメキン) の最大残留基準値 (MRL) 案	ブラックタイガー及びその他のエビ類におけるフルメキンの使用状況等について各国に情報を求めたところ、提案国であるタイ王国を含め使用実態がないことが確認されたことから、検討を中止する。	特段の議論なく、作業中止が承認された。

<食品衛生部会（CCFH）>

事項	概要	審議結果
卵及び卵加工品の衛生実施規範の付属文書：殺菌液卵－リスク管理における食品安全メトリックスの適用	卵及び卵加工品の衛生規範の附属文書について PO（達成目標値）の例示が必要か否か検討した結果、その必要性が認められなかったため、作業を中止する。	特段の議論なく、作業中止が承認された。

<残留農薬部会（CCPR）>

事項	概要	審議結果
農薬最大残留基準値案及び原案	13 農薬の MRL 案の策定作業を中止する。	特段の議論なく、作業中止が承認された。

<食品添加物部会（CCFA）>

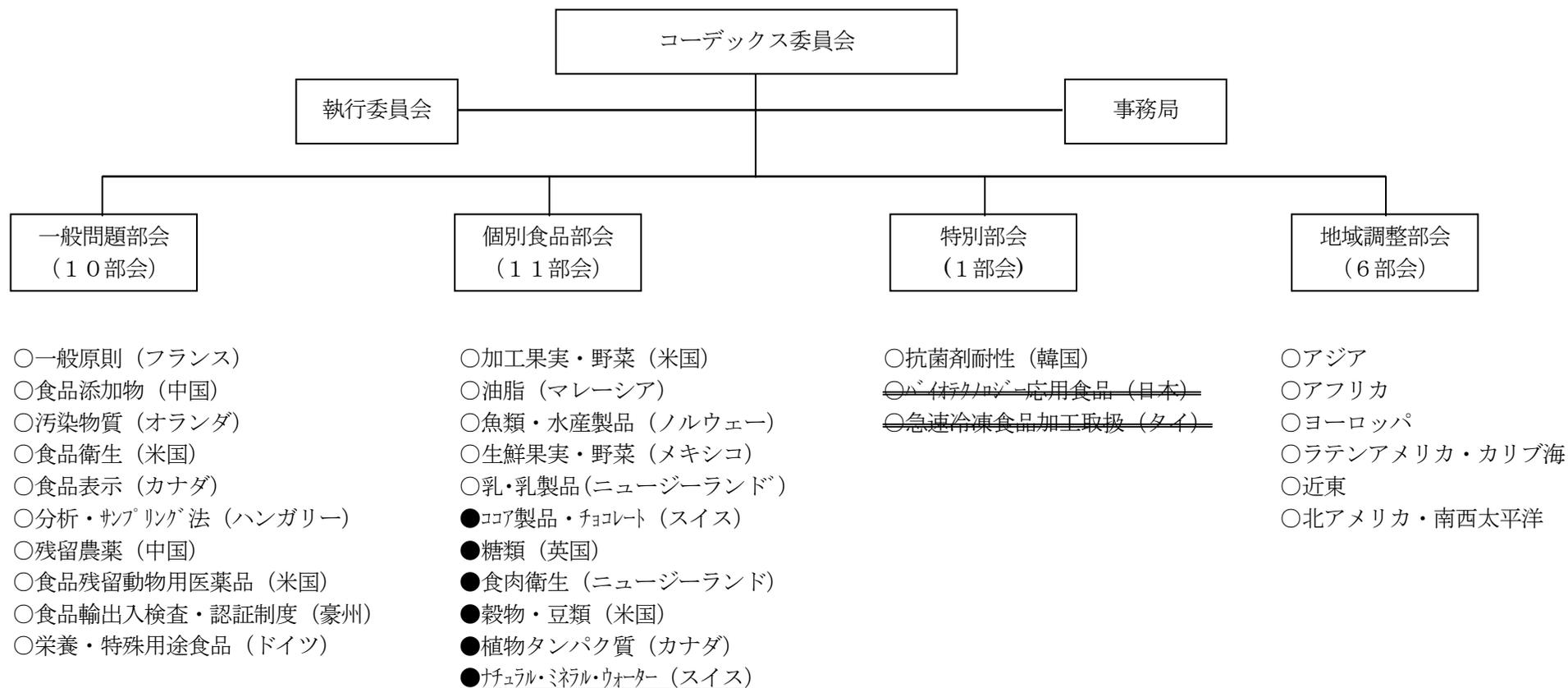
事項	概要	審議結果
食品添加物に関するコーデックス一般規格（GSFA）の添加物条項に関する作業	50 の食品添加物に関する条項について、作業を中止する。	特段の議論なく、作業中止が承認された。

<食品表示部会（CCFL）>

事項	概要	審議結果
有機食品の生産、加工、表示及び流通に関するガイドラインの修正－付属文書 2（使用可能な資材）の改訂	亜硝酸塩、リン酸塩及びアスコルビン酸を追加する作業を中止する。	特段の議論なく、作業中止が承認された。

<生鮮果実・野菜部会（CCFFV）>

事項	概要	審議結果
生鮮果実・野菜の品質に関する検査・認証のためのガイドライン	先の部会で、検討中の CCFICS の規格及び既存の OECD の規格で目的が達成できるとして、作業を中止する。	特段の議論なく、作業中止が承認された。



注) 1. ●印の部会は、休会中。

2. ( ) 内の国は、ホスト国名。

3. 執行委員会は、議長、3副議長、6地域調整国 (アジア、アフリカ、ヨーロッパ、ラテンアメリカ・カリブ海、近東、北アメリカ・南西太平洋) 及び7地域代表 (アジア、アフリカ、ヨーロッパ、ラテンアメリカ・カリブ海、近東、北アメリカ、南西太平洋) で構成。第30回総会 (2007年) において、我が国がアジア地域代表として選出された。

4. 下線部及び取消線は、第31回総会 (2008年) において決定された事項。ナチュラル・ミネラル・ウォーター一部会の休会、バイオテクノロジー応用食品特別部会及び急速冷凍食品の加工及び取扱いに関する特別部会の解散が決定された。